

国民経済計算審議会基礎資料

所得部会関係

昭和40年3月

経済企画庁経済研究所国民所得部

目 次

概念、表章形式関係	1
分配国民所得の改訂（所得部会資料 No.3-1）	3
改訂 分配国民所得の問題について（所得部会資料 No.7-1）	9
所得部会表章形式小委員会資料	17
懸案事項の確認等について（所得部会資料 No.8-1）	23
所得部会における審議事項の一覧（所得部会資料 No.8-3）	24
 推計方法関係	27
農業、林業および水産業生産所得推計方法（昭和30～35年）（所得部会資料 No.1-5）	29
鉱業、建設業生産所得推計方法（昭和30～35年）（所得部会資料 No.1-6）	45
製造業生産所得推計方法（昭和30～35年）（所得部会資料 No.1-7）	55
卸売業、小売業生産所得推計方法（昭和30～35年）（所得部会資料 No.1-8）	73
運輸通信業、電気、ガス、水道業生産所得推計方法（昭和30～35年）（所得部会資料 No.1-9）	81
分配国民所得の再検討と延長推計について（所得部会資料 No.4-1）	119
分配国民所得の改訂（所得部会資料 No.5-1）	131
新方式による分配国民所得統計（昭和30～37年度）（所得部会資料 No.6-1）	149
昭和30および35暦年年度暫時所得改算作業表（所得部会資料 No.1-11）	167
個人業主所得（非農林水）の改訂（所得部会資料 No.5-2）	180
個人業主所得（非農林水）推計結果について（昭和30～37年度）（所得部会資料 No.6-2）	185
法人所得推計方法の検討（所得部会資料 No.3-3）	203
帰属利子関係推計資料（所得部会資料 No.6-3）	209

産業連関表との関係

国民所得勘定と産業連関表との統合について（所得部会資料 No. 1-1）	223
国民所得勘定と産業連関表の統合調整のための手続について（家本委員）（所得部会資料 No. 2-3）	225
昭和30年産業連関表（25部門統合表）（所得部会資料 No. 1-2）	231
昭和30年産業連関表（25部門統合表）（所得部会資料 No. 1-3）	234
製造業、業種別、経費、所得構成比（所得部会資料 No. 1-4）	236
製造業—生産国民所得と産業連関表との比較（昭和30年）（所得部会資料 No. 1-10）	238
昭和30暦年および35暦年の生産国民所得、産業別国民所得、I.O.の比較（所得部会資料 No. 1-17）	239
35年産業連関表および同国民所得の推計方法、結果等の比較（所得部会資料 No. 2-1）	244
	247

概 念 表 章 形 式 關 係

分配国民所得の改訂

(所得部会資料 No. 3-1)

1. 周知のように、日本では国民所得の推計は、経企庁・経済研究所の国民所得部で行なわれている。この推計は過去においても度々改訂されたが、38年度以降、同研究所の要請で、「国民経済計算審議会」が設けられ、国民所得の抜本的改訂作業が目下、35年産業連関表との統合という観点から進行中である。

この審議会は、34年5月から3ヶ月にわたって設置された「国民経済計算調査委員会」の勧告の趣旨にそって設立されたものである。「調査委員会」の勧告は「報告」の形で37年3月16日に公表された。

ところが、この「報告」の内容は、必ずしも首尾一貫したものとは云いかたいものであったため、「審議会」の事務局は、「これを批判的に検討したうえでその趣旨に沿うこと」にした。

「調査委員会」の統合部会では、30暦年のI.OとN.Iとを比較検討して、両者の「統合」か「数値的に可能」であるとした。この結論は、両者の産業別構成がかなりよく対応していることから得られたものである。しかし、他面、30年におけるN.I(65,550億円)とI.O(22,550億円)とでは実に21.3%の開きがあるので、「数値的に」「統合」が可能であると割りきれぬものが残っていた。

しかし、その後、I.O関係者の検討によって、30年I.Oの計数はかなり縮少せしめられ、上記の開きは約9%になった。そこで、この30年における修正I.OとN.Iとを基準に、35年のN.I推計を同年I.O作成過程に参加しながら、再検討するという方針が「審議会」でとられた。

さらに、「調査委員会」の「消費投資専門委員会」で、投資と消費にかんしては、コモ法の推計を試みることが是非必要であると指摘され、とくに消費については、現行N.I推計は、著しく過少であると指摘された。「審議会」事務局は、この指摘については、十分考慮のうえ目下検討中である。ところで、この場合、消費の過少推計が大幅に改訂されても、その大部分は所得面に見合項目が計上されて、バランスはくずれないだろうとされた。しかし、この点は、過少推計が主として「家計外消費」(いわゆる企業消費)に発生する場合にだけ云えることである。

ともかく、「調査委員会」の勧告を「批判的」に検討したうえで、「審議会」はその趣旨を尊重する建前で、目下、N.Iの改訂をI.O作業の進行と並行して実施中であるが、現時点における検討結果を以下に紹介することとする。

2. 「審議会」の構成は、統合部会、消費部会、投資部会、所得部

会、第三次産業部会からなっている。まず、所得部会の今日までの検討結果を要約すれば、次のとおりである。

その検討は、30年および35年について、産業別国民所得（分配国民所得を産業別に組みかえたもの）生産国民所得の既推計分と産業連関表の産業別付加価値額を比較するという方法がとられた。この場合、分配国民所得については、既推計分をあらかじめ修正しておくこととした。つまり、分配国民所得の主要構成項目である、労働所得、個人業主所得および法人所得をとりあげ、既推計分の再検討を行なった。その結果労働については、重役俸給、官公立教員および公務の給与を改訂した結果若干（35年で約3,700億円）増加した。しかし、個人業主および法人所得については、かなり問題を含んでいることは既にわかつてはいたが、現在の基礎統計を前提するかぎり、既推計分を修正する根拠を見出しえなかつた。

この段階で、単純にN.IとI.Oを35年について比較すると、第1表がえられる。

ところで、N.Iは主として企業ないし事業所ベースで、I.Oは原則として産業活動ベース（Activity base）によって推計される。したがって、同じ産業であっても、両者で包含範囲を異にする。しかし、基礎統計の関係から、第1次産業（農林水）はいずれもActivity baseと言ってよく、卸小売以外の第3次産業は両者ともに大体事業所ベースに近くなっている。上記の差異は、それゆえに、主として第2次産業（鉱工建設）および卸小売業にあらわれると云つてよい。

(4)

以上の点を考慮して、N.IとI.Oを比較検討しよう。まず、N.I

第1表

（単位 10億円）

	分配(N.I)	生産(N.I)	I.O
(1) 農業	1,244.1	1,140.4	1,240.6
(2) 林業	227.1	355.0	378.4
(3) 水産業	262.7	152.6	193.9
(4) 鉱業	203.0	171.6	182.7
(5) 建設業	685.7	819.0	878.5
(6) 製造業	3,489.5	3,609.1	3,635.9
(7) 卸小売業	1,920.9	2,235.4	1,586.0（現+300.0）
(8) 金融不動産業	850.2	850.2	894.0
(9) 連通公益業	1,140.8	1,140.8	1,150.3（除電気・ガス）
(10) サービス業	1,303.1	1,303.1	1,242.6
(11) 公務	523.0	448.6	495.8
合計	11,855.1	12,245.8	11,878.7

の（生産）は推計精度の観点からみて、かなりおちるようだと思われる。分配国民所得の産業別組替えとI.Oとを比較することとする。

まず、農業は、N.IとI.Oとの差がわずかで、ほぼ一致したと見てよい。（N.I：1種種当り所得（農家経営）×農家戸数（農業センサス）、I.O：生産額一物的経済（農林統計））。林、水

農業は、N.Iが24年ないし25年の推計を基礎にして延長しているので、I.Oの方がまさっている。鉱業は、精錬関係を考慮すると、N.I > I.Oとみてよいので、判定がむづかしい。

つぎに、建設業(I.O)は、Activity Baseで、機械工業の建設部門および各産業の建設活動をとりこんでおり、これに伴う発生所得は少なくとも雇用労働者約65万人分、おおよそ勤務所得1,430億円、法人所得330億円と概算される。つまり、N.Iの6,857に1,430+330=1,760を加えた8,617億円が範囲としては、I.Oの8,285億円に相当する。それゆえ、I.OかN.Iよりやや過大となっているわけである。また、製造業については、N.Iの3,895億円を基準にすると、これに建設業への流出分△1,760億円と卸小売業から食品工業関係の製造小売約500億円の流入およびこれにN.Iではサービス業に入っている修理業の流入分約1,626億円を加える必要がある。更にN.Iの製造業は事業所ベースでとらえられているので、農漁家の農木産加工が落ちるので、その分約266億円を加えねばならず、これらの結果約3,552億円となる。

N.Iの卸小売業には前記製造小売(食品)約500億円をふくもが、I.Oは含まない。だから、N.Iの計数を正しいとすれば、I.OのBaseでは卸小売は1,870.9億となる。しかし、I.Oは現在では15,860億円になっていて、2,850億円ほどN.Iより過小になっている。しかし、I.Oの計数は金融サービス、商業部門等の調整により今後修正されることを注意しておかねばならない。

金融不動産業および運輸通信公益は、いずれも事業所ベースと見てよいが、計数的には殆んど一致している。サービス業も修理関係1626億円を除けば、11,405億円となり、N.IがI.Oより約1,000億円くなっている。公務は範囲がI.Oよりやや大きいので、調整すればI.Oと計数的にはうこととなっている。

以上の検討の結果、われわれは、N.I側の林、木産業については、I.Oの計数を採用することとした。また、農業については、N.Iの計数は実は35年度のものであるので、N.I=I.Oとなつたものと見做し、35周年分は、N.IもI.Oの計数をとる。

かくて、上記の調整を加えたものが第2表である。

第2表

(単位：20億円)

	分配(N.I)	I.O	N.I - I.O
(1) 農業	1,240.6	1,240.6	0
(2) 林業	378.4	378.4	0
(3) 木産業	193.9	193.9	0
(4) 鉱業	203.0	182.7	20.3
(5) 建設業	683.7 (861.7)	878.5	△192.8 (△16.8)
(6) 製造業	3,895.5 (3,552.7)	3,635.9	△146.4 (△83.2)
(7) 卸小売業	1,920.9 (1,870.9)	1,586.0	334.9 (284.9)
(8) 金融不動産業	850.2	894.0	△43.8
(9) 運輸公益業	1,140.8	1,081.0	59.8
(10) サービス業	1,503.1 (1,405.5)	1,242.6	60.5 (△102.1)
(11) 公務	523.0	495.8	27.2
合計	11,929.1	11,809.4	119.7 (828)

(注) ハッコ内の数字は、N.I側では、I.Oベースに修正したもの、I.O側は(?)に企画庁、暫定推計の電気、ガス分をふくめたもの

3. 勤労所得の改算について

ア. 産業連関表における勤労所得と産業別国民所得の勤労所得を比較検討するため既推計の勤労所得を再検討した結果以下の点について改算を行なった。

(ア) 農業

(イ) 償金俸給所得より控除する常勤重複俸給

(ウ) 官公立教員給与

(エ) 公務特に地方公務員給与

なお、林業及び水産業は24年および25年の計数を延長して求めているので産業連関表の計数によることとした結果第3表の様な結果になった。

なお、鉱業へ運輸通信その他公益事業の償金俸給所得は労働省と検討した結果、規模別の雇用者数のとり方を労働者の方法に改める事としたため、改訂計数は幾分下る見込みである。

第3表 勤労所得の対比

(単位 100万円)

	現行計数 A	改算計数 B	B - A
農業	40,185	40,529	644
林業	90,760	85,251	-5,509
木産業	112,440	93,447	-23,973
鉱業	161,218	162,555	1,337
建設業	418,144	430,171	12,027
製造業	1,948,654	2,003,520	54,866
卸小売業	763,299	828,869	65,570
金融保険不動産業	266,166	282,921	16,755
運輸通信その他公益事業	817,420	823,373	5,953
サービス業	704,067	850,487	146,420
公務	448,833	522,955	74,322
勤労所得	5,775,986	6,124,378	348,392

1. 改算の方法

(ア) 農業

農家経済調査より農区別、階層別に雇用所得を求め、農業センサスより求めたこれに見合う農家数を乗じて算出し、これは年度の計数であるため、現行農業勤労所得の年度に対する曆年の割合で曆年に修正した。

(1) 賃金俸給所得より控除する常勤重役俸給

農林水以外の産業の賃金俸給所得算出の際は、人当り給与雇用者数という方法をとっているが、人当り給与の基礎となる毎月勤労統計（重役、理事などの役員のうち常勤勤務して毎月給与の支払をうけろる者）及び雇用者数の基礎となる国勢調査に重役が含まれているので、所得額のなかにその他にたてられている重役俸給の一部が含まれることになる。この部分を控除するのは従来法人企業統計を基礎にして推計していたが、35年国勢調査において民間の役員数が調査されたので、役員数についてはこれを用いたので従来用いていた役員数より減少したため常勤重役俸給が減少し、その分だけ賃金俸給が増加した。

(2) 官公立教員給与

サービス業の1人当り賃金は従来民間給与実態調査による町小売業に対するサービス業の格差を当部推計の町小売業の1人当り賃金に乗じて推計していたが、この調査では官公立分がおちるのでサービスのうち官公立のウェイトの高い教育等は問題があったので、官公立教員給与について別途求めた。すなわち従来の1人当り賃金に乘ずる雇用者数からは官公立教員分の人員（35年事業所統計の割合を用いて推計）を控除して所得額を出し、産業連関表より求めた官公立教員給与額を所得額に加算してサービス業の賃金俸給を求めた。

(3) 公務

公務の賃金俸給については、とくに地方公務員1人当り給

与が低めに推計されていたのでこれを改めた。

すなわち国家公務員については人事院調一般職の給与を基礎とし大蔵省資料によって教育省及び防衛庁を除いた全公務員給与に修正して国家公務員1人当り給与を求めた。つぎに自治省資料によって都道府県、市町村分の地方公務員の1人当り給与をそれぞれ求め、人事院および自治省資料による人員をウェイトとして国家および地方を平均した公務員1人当り給与を算出した。

つぎに従来通りの公務の人員（国調及び労調より推計し、非常勤分を控除する）より防衛庁の人員（防衛庁調による）を控除して先の1人当り給与に乗じて公務の所得額を求め、防衛庁の給与額と従来通りの非常勤等の所得額を加算して公務の賃金俸給を求めた。

なお、防衛庁の給与額のうち自衛隊の現物給与の被服費について当部では全額算入したがそのうち貸与の分は問題があると思われる。

(附表) 35暦年における国民所得の構成

	現 行	改 變
國民 所得	11,519,163 (100.0)	11,867,555 (100.0)
勤 労 所 得	5,775,986 (50.1)	6,124,378 (51.6)
個人業主所得	3,158,862 (27.4)	3,158,862 (26.6)
法 人 所 得	1,814,675 (15.8)	1,814,675 (15.3)
そ の 他	769,640 (6.9)	769,640 (6.3)

改訂 分配国民所得の問題について

(所得部会資料 No.7-1)

目 次

一、雇用者所得関係

1. 退職金について（民間分）
2. 年金等について（民間分）
3. 公営・給与住宅の帰属計算の再検討（35暦年）

二、個人敗産所得関係（参考）

三、消費者負債利子（金融機関分）

四、法人所得関係

一、雇用者所得関係

1. 退職金について（民間分）

所得小委員会において「法人企業から個人への移転」の項目は国民所得分配勘定の立前として問題があるとされ、また、その項目の大部分を占めるのは退職金、年金の支給額であるので、退職金は人件費と同じ扱いで雇用者所得に含めるべきではないかと云う意見がだされた。

法人企業の退職金の支給額を算入すると個人企業についても現在個人業主所得に含まれているがその分を控除して、雇用者所得に算入しなければならない。

これを35年について試算してみると次の様になる。

	100万円	構成比
雇用者所得 A	6.243.084	48.8
退職金 B	93.941	
法人企業	90.747	
個人企業	3.104	
A + B	6.337.025	49.6
国民所得	12.784.500	100.0

なお、社会保障制度に基づいて支給される退職・時金もこの中に含まれ、これは社会保険料の被用者、雇主負担分を雇用者所得に含めているので、その一部は重複するわけであるが、一応無視してもよいのではないかと考えられる。

2. 年金について（民間分）

年金についても前記の退職金と同様に雇用者所得に含める考え方がある。

年金の支払額を35年についてみると、10,744^{100万円}である。これは源泉所得税表よりとったが、この中には社会保険制度による年金等も含まれ、これは前記の退職金の所でもふれたように、保険料の被用者、雇主負担分はすでに雇用者所得に含まれているので、その分を控除しなければならない。

35年について社会保険の年金保険部門のうち民間分と思われる厚生年金保険と船員保険の保険料の雇用者所得に含めている分をあげると次のとおりである。

	被用者負担分 100万円	雇主負担分	計
厚生年金保険	35.429	35.429	70.858
船員保険	2.106	4.909	7.015
計	37.535	40.338	77.873

なお船員保険については年金部門の外に疾病部門も含んだ保険料である。

注、民間の退職金、年金に準じて官公庁分の退職金、年金、恩給が考えられるが、これは財政との関係もあるので財政分科会の検討にまつことにする。

3. 公営・給与住宅の帰属計算の再検討（35暦年）

- イ. 原案 個人賃貸料所得に計上、
- ロ. 試案 公営住宅の帰属計算-----政府賃貸料所得で取扱う。

給与住宅の帰属計算-----雇用者所得で取扱う。

八、配分の具体的方法

「昭和33年住宅統計調査結果報告」により、公営、給与住宅別に帰属計算をし、その構成で総額を分割する。

(1) 公営借家の帰属計算

「住宅調査」によれば、33年10月における全国民営借家の一戸当り家賃は179円、同公営借家は29円であった。従ってその差額は80円であった。同調査による専用住宅の一戸当り戸数は17.6戸であり、614戸であるのでその総額は。

$$80 \text{ 円} \times 17.6 \times 614 = 1,408.0 \times 614 = 865 \text{ 百万円}$$

(2) 給与住宅の帰属計算

上と全く同様な方法で総額を求めれば、

$$159 \text{ 円} \times 17.6 \times 1,166 = 2,798.4 \times 1,166 = 3,263 \text{ 百万円}$$

(八) 配分の構成割合

従って公営借家の帰属計算は864.5百万円、給与住宅の帰属計算は3,262.9百万円となったので、その構成はそれれ20.9%、79.1%となる。

(二) 給与住宅の帰属計算

公営住宅の帰属計算は政府賃貸料所得で取扱われ、ここでは取扱ないので、給与住宅のみについて計算すれば、その総額は35暦年の公営、給与住宅の帰属計算34,316百万円(所得部会資料No.5-1参照)にさきの構成比(79.1%)を乗ずれば、27,144百万円となる。

(ホ) 給与、住宅の帰属計算(産業別分割)

上記の計数を35暦年の賃金俸給(非農林水)の産業別構成に乗じてもとめればつぎのとおりである。

	給与住宅帰属計算	賃金俸給(非農林水)(億)	同産業別構成比
総額	27,144 百万円	4,775,146	100.0
鉱	869	152,641	3.2
建	2,090	368,691	7.7
製	9,528	1,876,324	35.1
卸	3,067	539,821	11.3
金	1,276	223,822	4.7
運通その他	4,370	769,209	16.1
サービス業その他	5,945	1,044,638	21.9

二 問題点

(1) 農林水における給与住宅の帰属計算が無視されている。

(ロ) 産業分割は実態と見合わない。

木 検討事項

(1) 「帰属家賃」なる名称は適当でないので、帰属性住宅手当等適当な用語にあらためる。

(ロ) 心的対価を示すものとしてある程度の妥当性も認められるので、無視されている農林水にも広張してみる。

(ハ) 公営と給与の二つにわけることは所有と用役の享受という取扱上の分裂がある。——公営はreal costの原則に

たち、政府賃貸料で取扱い、かかる帰属計算をせず、給与住宅についてのみ取扱うので問題はない。——

(二) 同じ雇用者という身分にありながら持家住宅の居住者等は、かかる用役を享受せず、給与住宅の居住者のみがかかる用役を享受するのは問題ではないか。——持家住宅の居住者等は給与住宅に入り得る権利を持ちながら、かかる権利を放棄したものであり、給与住宅の居住者が、この権利を継承したものとみうるし、また給与住宅居住希望者は将来居住可能性があるのであるから、この点に取扱つてもよいのではないか。——

(木) 上記の併な問題も発生するから、新方式の林に「雇用者」といった主体別表示は、「労働」ないし「勤労」といった機能表示にあらためるべきではないか。

(ハ) とくに公務員住宅の帰属計算については、「政府の販賣および用役の購入」に影響するので問題がある。——販政分科会では政府賃貸料については、帰属計算を断念したが、用役購入面についてはふれていない。またかつ帰属計算を販政にとりいれなくても、生産と支出全体のバランスはとれている。——

(ト) 問題が複雑なので、「振替」で処理すべきであろう。

二、個人販賣所得関係

(参考) 欧州統計家会議第ノ2回総会における帰属利子検討メモ
(OECD事務局)

銀行の取扱い

31. 銀行業の現在の取扱いについては再検討されるべきであるとの提案がある。

国内総生産（雇用者報酬、利潤、純賃貸料および固定資本の減耗引当）に対する銀行の寄与に関する現在の計算値は、銀行セクターの生産において毎年にわたってかなりの変動を生ぜしめるか、あるいはマイナスの生産にすらなるかもしれないと指摘されている。

例えば、マイナスの生産は、銀行が特定の政府関係金融機関の場合のように政府から補助金を受取り、利子の不足を蒙なう場合にあこる。

さらに、年々の変化は外債からの所得の変動による場合があり、そして現在の帰属の体系をとることによって、かかる変動が他の国内産業の生産に影響することは現実的ではないようと思われる。従つて、ある国は銀行サービスを政府サービスに類似なものとして取扱うよう、すなわら、銀行セクターの生産を銀行雇用者の報酬として推計するよう提案している。もちろん、この取扱いは銀行雇用者の報酬プラス物的投入に対する支出から、実際の銀行の手数料を控除した差額に等しい所得（銀行手数料）を銀行に対して帰属させることをお必要としている。

さらに、金融機関に対して処分勘定が導入される場合には、銀行によって受取られ、また、支払われる利子と配当とはともにこの勘定に示されることとなる。

処分勘定はまた預金者に対する帰属利子支払（生産勘定における帰属銀行手数料に等しい）を示すこととなる。

32 さらに困難な事は、ある国が指摘しているように、銀行の帰属手数料を産業別に配分する問題である。

また、産業連関表においてこれらの帰属支払を投入して取扱うのは非現実的であるとも感じられている。

これらの問題に対する可能な解決は帰属手数料を銀行部門内の消費として取扱うこと、すなわち付加価値プラス投入マイナス実際の銀行手数料をもつて、銀行における消費のために引渡されたサービスと考えることであろう、この消費（処分勘定における）は支払われた利子等を超過する受取られた利子等の余剰によって賄われることとなる。この解決をとるならば、帰属銀行することはやはり必要ではあるが、しかし帰属は銀行セクターに制限される。

33 さらに簡素化するためには、実際の銀行手数料を利子支払と同様のものとみなすことであろう。このように取扱うことによって国際比較の可能性は更に増大するであろう。その際、実際の手数料は処分勘定に示され、それらを産業連関表において産業別に配分することは不要となる。この解決策によると、さきのパラグラフで示唆された銀行の消費項目を増加させることとなる。

(勘定表抜粋)

Sector 2, Financial Institution

2. Appropriation Account

- 2.2 a Interest and dividends paid (X, 2m)
- 2.2 b Insurance premiums paid (X, 2n)
- 2.2 c Insurance claims paid (X, 2o)
- 2.2 d Direct taxes paid (1, 2P)
- 2.2 f Current transfer to other sector (X, 2r)
- 2.2 g Consumption expenditure (O, 11)
- 2.2 h Transferred profits of unincorporated enterprises (5, 21)
- 2.2 i Saving (2, 3g)
- 2.2 k Net operating surplus (O, 1d)
- 2.2 m Interest and dividends received (X, 2a)
- 2.2 n Insurance premiums received (X, 2b)
- 2.2 o Insurance claims received (X, 2c)
- 2.2 r Current transfers from other sectors (X, 2f)

保険の取扱い

- 34 さきのパラグラフで銀行の取扱についていわれたものの大半は、保険の取扱いに対してもまた適用される。
非生命保険料と請求権は拡張体系の処分勘定においては総額（グロス）で示されるべきである。

現在の体系におけるように、生産勘定にもよた帰属手数料がある場合には、相殺項目（銀行の場合における帰属利子と同様の）が、全部門の区分勘定に示されねばならない。それは、消費に対する項目として金融企業の区分勘定に計上されるならば、更に現実的なものとなろう。

この消費は、請求権と利子の支払額を超過する掛け金と利子の受取額の余剰によって賄なわれることとなる。

35 生命保険会社については、留保と保険契約者の貯蓄とする通常の取扱いが、依然として続行されてよいであろう。その場合留保の増加は、したがつて、金融取引勘定に示されなければならぬ。

もう一つの方法としては、掛け金（マイナス帰属手数料）と請求権を金融取引勘定に総額（グロス）で掲げ、その帰属手数料を非生命保険についての場合と同様に取扱うこともできる。

さらに問題にすべき点は、留保額に対する利子を、保険料の増加額に対応した保険会社から家計への利子として、現行どおり帰属計算を続けるべきか否かということである。

36 年金基金は保険会社に含まれるべきことが提案されている。

年金基金の場合には、基金へのおよび基金からの支払額を金融取引としてよりも移転（トランクファード）とみなし、したがつて「留保」を年金ファンドの貯蓄とする方がより妥当であろう。

三、消費者負債利子（金融機関分）

38年について主要金融機関（全銀、信託、相互、信金）の貸出金のうち運転資金、業種別貸出残高の「個人消費資金及び個人納税資金」の平均貸出年利率を機関別に乗じて求め、その他の金融機関については資料の都合により、貸出金の総額（設備資金も含めた）について上記の主要機関との割合の傾向により求めた。

従つて、計数は次のとくなる。

主要金融機関、運転資金中、消費者負債利子に見合うもの
× 平均貸出年利率

全銀	212,804	百万円	×	7.67%	=	16,322	百万円
信託	21,193		×	7.53	=	1,596	
相互	123,284		×	9.05	=	11,157	
信金	96,028		×	9.23	=	8,863	
計						37,938	

主要機関、貸出金	19,871	十億	負債利子	37.9	十億
その他機関	"	9,380	"	"	ズ=12.9
計	29,251	"			

(注) ① 資料=本邦經濟統計(日銀)による。

② 個人の消費資金のみとるべきであるが納税資金も含めてあること。

③ その他の機関に資金運用部が含まれておること、2については業種別にみた場合、目的、用途とは別に若干個人消費に廻る分があると思われる所以、その分のカバーとして納税資金も含めたものをとった。

(4) 現行推計では 45.3 億

四. 法人所得関係

(一) 「法人所得」について

法人所得は新勘定体系によれば国民所得分配勘定において、個人戻産所得中の個人配当所得と、法人留保および法人税に分割表示されることになったが旧推計で表示していた総体としての法人所得も利用者の便などを考えて欄外に表示されることになった。

この欄外法人所得について問題点が二つある。一つは国民所得分配勘定の各分配項目は国民ベースで把握することになったので、当然、法人所得関係の各項目も海外との要素所得の受払調整を行なう結果、国民ベースでとらえた個人配当所得、法人税および法人留保の計数を合計しても欄外に表示された法人所得の計数と一致しない点である。35年度の計数を例にとると

	旧推計額 (国内ベース)	海外との調整額	新推計額 (国民ベース)
法人税	676.764 百万円	—	676.764 百万円
個人配当	218.467	+ 829	219.296
法人留保	1,057.964	△ 30.588	1,027.376
合計	1,953.195		欄外項目計 (1,923.436)
			国民や法人所得 1,922.607 ← 1,953.195 — 30.588 百万円

(注) このほか、改訂推計には寄付金の別計等による調整がある。

法人税、個人配当および法人留保を合計額 1,923.436 百万円は、国民ベースで把握された法人所得 1,922.607 百万円とは一致せず個人配当における海外との調整額分 829 百万円の差がある。

また、「法人企業から個人への移転」の内容である法人企業の貸倒金および寄付金は、法人部門で発生したものであるから、欄外の法人所得に含められることになる。

35年度の計数を例にとれば、

寄付金	11.881 百万円
貸倒金	12.068
計	23.949

となり 23.949 百万円が欄外の法人所得に加算される。

これらの結果、欄外の法人所得は35年度においては個人配当の海外調整分 829 百万円と寄付金、貸倒金分 23.949 百万円をあわせた額だけ欄内の法人税個人配当所得および法人留保の合計額より多くなることとなる。

従って、このような内容の法人所得をそのまま欄外に表示することは、問題があるのでないか。

(二) 「法人企業から個人への移転」について

企業部門から家計部門に振替えられる所得のうち、従来推計されていなかった法人企業の退職金、寄付金、貸倒金が「法人企業から個人への移転」の新設項目に含められることになったが、次のような問題がある。

1. 概念上の問題

国民所得分配勘定の各項目は要素所得の帰属先別に分類されているが「法人企業から個人への移転」の項目は、所得の帰属先が明確でなく「雇用者所得」「個人業主所得」「個人財産所得」等の構成項目からみて、国民所得分配勘定の中では特殊な項目となっている。

従って、これを国民所得分配勘定から除いて退職金は雇用者所得に含め、寄付金と貸倒金は個人財産所得に含めるという案であるが、これについてどう考えるか。

2. 退職金の取扱い

「雇用者所得関係」参照

3. 貸倒金の取扱い

法人企業の売掛金、資金の対象は、法人企業、個人業主、消費者に大別があるので、貸倒金の発生もこれらの対象別に卷きなければならない。法人企業に対するものは、法人企業相互で相殺されるので、問題は個人業主所得と消費者としての家計部門である。

従って、法人企業の貸倒金は正確には個人業主所得と家計（一括として雇用者所得）に含めるべきものであるが、これらについて推計する資料はなく、どう処理すべきでめろうか。

4. 寄付金の取扱い

貸倒金と同様に対象が問題になり、個人財産所得とすることはどうであろうか。